第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第二条の二　厚生労働大臣は、機構が法第四十四条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

第三条中「日本年金機構法（以下「法」という。）」を「法」に改める。

第十条の見出しを「（借入金の認可の申請）」に改める。

第十一条の見出しを「（法第四十五条の厚生労働省令で定める重要な財産）」に改める。

第十二条の見出しを「（法第四十五条の厚生労働省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）」に改める。

附　則

この省令は、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定（同法第五条中年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第二十一条第一項第三号の改正規定（同号イ中「第八号」を「第九号」に改める部分を除く。）及び同法第二十二条第二号の改正規定を除く。）の施行の日（平成二十八年十二月二十七日）から施行する。

○経済産業省令第百十一号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第十九条第一項及び第三項の規定に基づき、及び同法附則第十九条第四項の規定を実施するため、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款において定めるべき事項等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款において定めるべき事項等に関する省令の一部を改正する省令

第一条中「昭和二十九年法律第五十一号」の下に「。以下「新ガス事業法」という。」を加える。

本則に次の四条を加える。

（最終保障供給に係る約款において定めるべき事項）

第六条　一般ガス事業者は、改正法附則第十九条第一項の規定に基づき定める最終保障供給に係る約款においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　適用区域

二　料金

三　導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担に関する事項

四　前二号に掲げるもののほか、ガスの使用者が負担すべきものがある場合にあっては、その内容

五　ガス使用量の計測方法及び料金その他のガスの使用者が負担すべきものの徴収の方法

六　ガスの使用者に供給するガスの熱量の最低値及び新ガス事業法第五十二条の規定により測定するガスの熱量の毎月の算術平均値の最低値

七　ガス栓の出口におけるガスの圧力の最高値及び最低値

八　ガスの使用者に供給するガスの最高燃焼速度、最低燃焼速度、最高ウォッベ指数及び最低ウォッベ指数

九　契約の申込みの方法及び解除に関する事項

十　導管、器具、機械その他の設備に関する一般ガス導管事業者及びガスの使用者の保安上の責任に関する事項

十一　供給の停止又は使用の廃止に関する事項

十二　前各号に掲げるもののほか、供給条件又は一般ガス導管事業者及びガスの使用者の責任に関する事項がある場合にあっては、その内容

十三　有効期間を定める場合にあっては、その期間

十四　実施期日

（最終保障供給に係る約款の届出）

第七条　改正法附則第十九条第一項の規定による最終保障供給に係る約款の届出をしようとする一般ガス事業者は、様式第三の最終保障供給に係る約款届出書に当該約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　料金の算出の根拠に関する書類

二　ガスの使用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

2　改正法附則第十九条第一項の規定による最終保障供給に係る約款の変更の届出をしようとする一般ガス事業者は、様式第四の最終保障供給に係る約款の変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　変更しようとする部分を明らかにした変更前の最終保障供給に係る約款

三　前条第二号から第四号までの事項を変更しようとする場合にあっては、料金の算出の根拠又はガスの使用者の負担となるものの金額の算出の根拠若しくは当該金額の決定の方法に関する説明書

（最終保障供給に係る約款の公表）

第八条　改正法附則第十九条第三項の規定による最終保障供給に係る約款の公表は、同条第一項の届出をした日以後遅滞なく、その供給区域における営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。ただし、インターネットを利用することが著しく困難な場合には、インターネットを利用することを要しない。

（最終保障供給に係る約款以外の供給条件の承認の申請）

第九条　改正法附則第十九条第四項の承認を受けようとする一般ガス事業者は、様式第五の最終保障供給特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　改正法附則第十九条第一項の届出をした最終保障供給に係る約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由を記載した書類

二　料金その他のガスの使用者の負担となるものの金額を定めようとする場合にあっては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

様式第3（第7条関係）

最終保障供給に係る約款届出書

年　月　日

殿

住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）　㊞

改正法附則第19条第1項の規定により、別紙のとおり最終保障供給に係る約款を定めたので届け出ます。

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第4（第7条関係）

最終保障供給に係る約款の変更届出書

年　月　日

殿

住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）　㊞

改正法附則第19条第1項の規定により、別紙のとおり最終保障供給に係る約款を変更したいので届け出ます。

変更の内容	
実施期日	

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。